

記者発表資料

道路協力団体指定に向け、活動団体の募集を始めます。

○関東地方整備局ではこのたび、道路協力団体^{注)}の指定に向け、7回目の公募を開始いたします。

○公募の事前相談期間、申請受付期間については、以下のとおりです。

事前相談期間：令和4年11月7日(月)～令和4年11月18日(金)

申請受付期間：令和4年11月21日(月)～令和4年12月2日(金)

※申請内容に不備が無い場合、事前相談期間における申請も可能です。

○公募に関する詳細（募集要項等）については、各事務所のホームページ【別紙1】でご確認下さい。また、自治体管理の道路において道路協力団体の指定を希望する場合は管轄する自治体へご相談ください。

注) 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。制度の概要については、リーフレット【別紙2】をご覧ください。

詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、
茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、
千葉県政記者会、都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、
山梨県政記者クラブ、長野県庁会見場、長野市政記者クラブ、長野市政記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 道路部

道路計画第二課 課長 森山 祥文（もりやま よしふみ）

課長補佐 江波戸 孝明（えばと たかあき）

電話：048-600-1342 FAX：048-600-1385

道路協力団体の募集を行う事務所一覧

事務所名	ホームページURL	問合せ先・電話番号
東京国道事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/	計画課 03-3512-9093
横浜国道事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/	管理第一課 045-316-3538
宇都宮国道事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/	管理第一課 028-638-2181(代表)
千葉国道事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/chiba/	管理第一課 043-285-0321
常陸河川国道事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/	道路管理第一課 029-240-4072
相武国道事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/	管理第一課 042-643-2007
大宮国道事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/	管理第一課 048-669-1207
高崎河川国道事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/	道路管理第一課 027-345-6042
長野国道事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/nagano/	管理第一課 026-264-7007
甲府河川国道事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/	道路管理第一課 055-252-9590
首都国道事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/syuto/	管理課 047-362-4151
北首都国道事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/kitasyuto/	管理課 048-942-4041(代表)

平成28年4月より

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や、道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第48条の61）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第4条の27

- 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

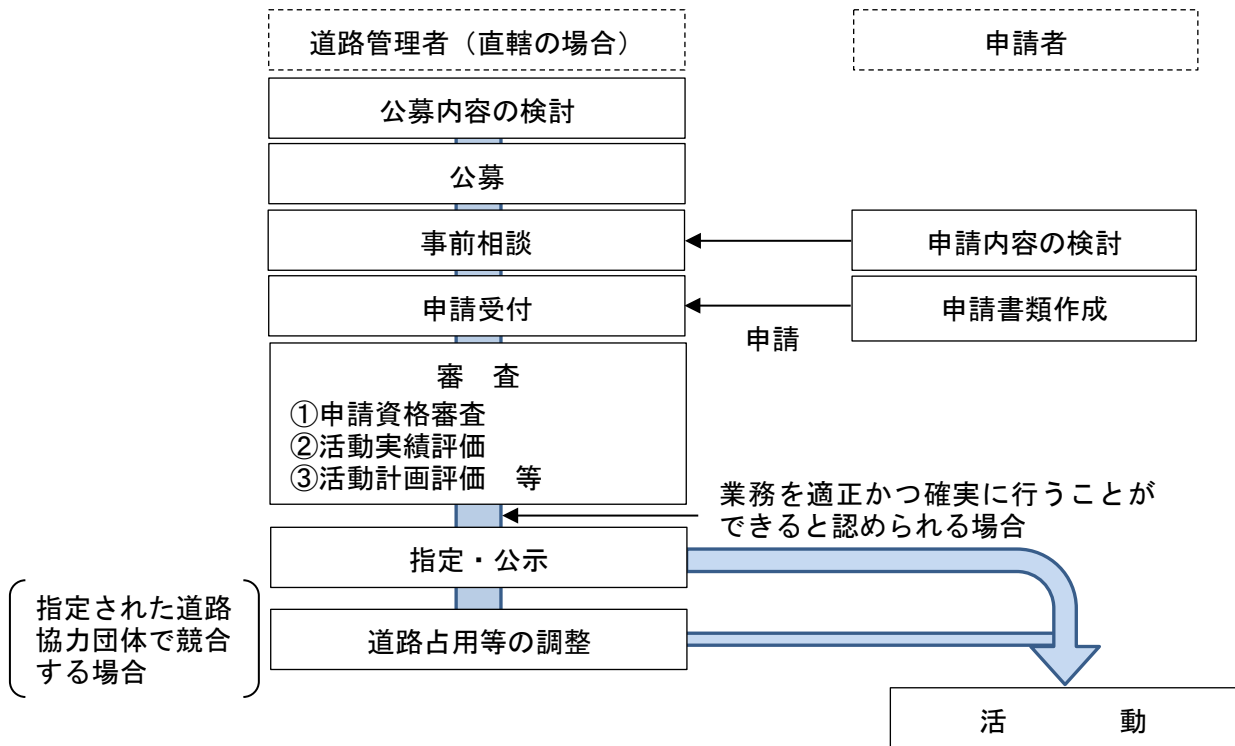
【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等であるか審査の上、道路協力団体に指定します。



問合せ先 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課
 電話 048 (600) 1342
 関東地方整備局 道路協力団体制度URL
http://www.ktr.mlit.go.jp/road/chiiki/road_chiiki00000120.html